第14号様式（第８条関係）
（そ の 1）

（令和 6 年分）

収 支 報 告 書

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

（ふりがな） たかなしとしひろこうえんかい

1 政治団体の名称 高梨俊弘後援会

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

2 主たる事務所の所在地 磐田市見付6023番地１

3 代表者の氏名 野澤 正利

4 会計責任者の氏名 染葉 隆夫

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
□ 有	□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 無	□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	公職の候補者の氏名
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類

選挙管委 -7.3.31 第6823号

事務担当者の氏名 染葉 隆夫

（電話番号） 0538（34）9504

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで

入力済

（そ の 2）

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億 百万 千 円
収入総額	11,237
（前年からの繰越額）	11,237
（本年の収入額）	0
支出総額	6,744
翌年への繰越額	4,493

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	十億 百万 千 円 0
員数	人 0

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億 百万 千 円	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附) (内書)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (内書)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 （ア＋イ）	0	

(そ の 13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費	十億 百万 千 円		
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	6,744		
(4) 事務所費	0		
小計	6,744		経常経費の計
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (小計)	0		(3)のア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	0		政治活動費の計
合計	6,744		

(そ の 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（そ の 20）

宣　　誓　　書

添付書類　（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 28 日

政治団体の名称 ： 高梨俊弘後援会

会計責任者の氏名 ： 浮. 高梨隆夫 ㊞

（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名 ： ㊞）

※　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。